## 2017年度同志社大学大学院司法研究科 後期日程入学試験問題解説 刑事訴訟法

## 1 解説

本問は、接見指定の適否と伝聞証拠の証拠能力という捜査と証拠法の基本問題を問うことにより、刑事訴訟法についての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

問(1)は、弁護人となろうとする者である弁護士甲の接見申出に対する接見指定の適否を問うものであるところ、(1)接見指定の要件である39条3項本文の「捜査のため必要があるとき」とは、弁護人等の申出に沿った接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合ということ、そして、弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合などは、原則として捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たると解すべきであること、さらに、(2)同項ただし書の「被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するもの」か否かについては、被疑者の弁護人等との逮捕後の初回の接見が被疑者の防御の観点から極めて重要であることにかんがみ、弁護人等と協議して、即時又は近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、所定の手続を終えた後、比較的短時間であっても、時間を指定した上で即時又は近接した時点での接見を認めるようにすべきであることをそれぞれ論じることとなろう。

そして、設例の事実関係のもとでは、警察官Kにおいて現に被疑者を取調べ中であったのであるから、特段の事由のない限り、取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じることが認められ、39条3項本文の「捜査のため必要があるとき」に当たり、接見指定を行うことができることとなろう。そうすると、警察官Lは接見指定を行うことはできるが、その指定内容の適否については、被疑者と弁護士甲との逮捕後初回の接見であるから、即時又は近接した時点での接見を認めても時間さえ指定すれば、捜査に対する顕著な支障を避けることができるのであれば、時間を指定した上、即時又は近接した時点での接見を指定すべきであったということになろう。

問(2)は、伝聞証言の証拠能力を問うものである。320条1項の定める伝聞法則の趣旨、伝聞証拠の意義について論じたうえ、Vの原供述を内容とするWの証言について、その要証事実を的確に把握し、伝聞証拠に当たるかどうか、伝聞証拠に当たるときは伝聞例外規定に当たるかどうかを論じて、その証拠能力を判断することとなろう。

設例の場合は、被告人が犯人性を争っていることから、Wの証言の要証事実は、「被告人が平素からVを付けねらっていたこと」であり、原供述の内容の真実性を証明するために用いられるので、伝聞証拠に当たり、弁護人が異議を述べていて326条1項の同意がなされていないことから、324条2項、321条1項3号の要件を満たすかどうかを検

討すべきこととなろう。

これに対して、被告人が犯人性を争わず、Vが同意していたと主張しているときは、Wの証言の要証事実は、Vが被告人を嫌悪していたこと」(現在の心理状態の供述)であり、やはり原供述の内容の真実性を証明するために用いられるので、伝聞証拠の定義に当たることとなるが、通説や高裁の裁判例の大勢のように、これを非伝聞とするときは、その理由付けを論じたうえ、一般的な関連性が認められる限り、その証拠能力を肯定することができよう。また、伝聞証拠の定義に当たる以上は、伝聞証拠であるとするときは、弁護人が異議を述べていて326条1項の同意がなされていないことから、324条2項、321条1項3号の要件を修正したうえこれを満たすかどうかを論じることとなろう。

## 2 評価

- (1) 今回の入学試験問題のテーマは、いずれも捜査法及び証拠法の典型論点の一つであって、概説書はもとより入門書にさえも掲載されている基本判例(前者については最高裁平成12年6月13日判決・民集54巻5号1635頁、後者については最高裁昭和30年12月9日判決・刑集9巻13号2699頁)を理解していさえすれば容易に解答が可能な問題であり、その難易度は、刑事訴訟法を真摯に学んだ受験生にとっては、比較的易しい部類に属するものであったろう。
- (2) 答案の評価に当たっては、問(1)について接見指定に関する39条3項本文とただし書の関係に対する正確な理解、問(2)について伝聞法則に対する基本的な理解がいずれも身についていることが看取できれば、当てはめが聊か不十分であっても、最低限度の合格点を付与した。

## 3 その他

以下の事柄は、入試の解説で度々述べているところであるが、依然として同様の傾向が みられたので、敢えて再掲する次第である。

- (1) 法律試験の答案では、法の解釈・判断枠組みと、当てはめ・結論をバランスよく論じることが肝要である。法の解釈や判断枠組みを示すことなく、問題文中の事実を徒に並べ立てて、これらを総合すると適法(違法)であるといった答案は、法的三段論法を理解しないものとして、低い評価しか得られないことを銘肝すべきである。
- (2) 今次の入学試験もまた,前期日程入学試験と同じく,憲法と同じ時間帯に併せ行われたからであろう,いわゆる途中答案が散見された。途中答案とならないように,問題検討の段階で,検討時間,筆記時間の割り振りを各問について行う訓練をしておくことは,司法試験の合格にとっても,もっとも重要な事柄の一つである。